

糸魚川市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について

糸魚川市産業部農林水産課公告第4号で公告の、糸魚川市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記により市に異議を申し出ることができます。

記

1 申出先及び問合せ先

糸魚川市産業部農林水産課 糸魚川市一の宮1丁目2番5号
電話 025-552-1511 ファックス 025-552-1086
電子メール nouson@city.itoigawa.lg.jp

2 異議申出期間

令和8年4月14日（縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日目）まで。ただし、自然災害その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に申出を行ってください。なお、郵送により異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しません。

3 申出に当たっての注意事項

(1) 異議の申出方法

異議の申出は次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出するときは、その資格を証明する書面を添付してください。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市の異議申出ができる旨の教示の有無及び内容

キ 異議申出の年月日

(2) 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3) 異議の申出の取下

異議の申出は、その異議の申出に対する決定があるまでの間は、取り下げすることができます。なお、この取り下げは書面により行ってください。

(4) 異議の申出の決定

異議の申出に対する決定は、令和8年5月29日まで（農用地利用計画の変更案の縦覧期間満了後60日目）に異議申出人に決定書を送付します。